

## 相生市第5次総合計画後期基本計画(案)に対する意見募集について

「相生市第5次総合計画 後期基本計画(案)」を策定作成いたしました。

つきましては、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正した時は、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

### 1 計画策定の趣旨

平成23年3月に「人と人の絆」、「人と自然の共生」を基本に、魅力ある活気にみちた都市づくりのため、「いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち」を将来像として、平成32年度までの10年間を計画期間とする第5次相生市総合計画を策定し、各種施策を展開してきました。

当初計画策定以降の制度改正や社会情勢の変化に対応するため、中間年度である平成27年度に必要な見直しを行い、前期基本計画に続く5年間の基本計画である「第5次総合計画後期基本計画（案）」を策定しました。

### 2 計画の概要

#### (1) 計画の位置づけ

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

##### ①基本構想

基本構想については、市のあらゆる分野別の最上位に位置づけるもので長期的な展望を踏まえ、平成23年度から平成32年度までの10年間の構想として策定されているため、今回は改定しない。

##### ②基本計画 ←パブリック・コメント対象

基本構想に基づき、その基本理念と将来都市像を計画的に実現するために、実施すべき具体的な施策の方向を示した計画であり、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズなどに対応するため、平成23年度から平成27年度を前期計画、平成28年度から平成32年度を後期計画となっているため、今回見直し策定を行う。

##### ③実施計画

実施計画は、3年計画とし毎年度見直しを行う。

## (2) 計画の期間

【後期基本計画】平成28年度から平成32年度まで

※第5次相生市総合計画については、平成23年度から平成32年度までの10年間です。

## (3) 計画体系図

第1部 序論

第2部 基本構想

第3部 後期基本計画(案) ←パブリック・コメント対象

第1章 健やかな成長と人間力を伸ばせるまち(案)

第2章 みんなが安心して暮らせる絆のあるまち(案)

第3章 市民とともにつくる安全なまち(案)

第4章 未来を支える産業の活性化と環境にやさしいまち(案)

第5章 自然と共生した快適に定住できるまち(案)

第6章 まちづくり目標推進のために(案)

## 3 意見を提出できる方

- ・相生市に住所、事務所又は事業所のある方
- ・相生市に通勤、通学されている方
- ・相生市に納税義務のある方
- ・この計画(案)に利害関係がある方

## 4 意見の提出期限

平成27年12月28日(月)から平成28年1月22日(金)まで

(※郵送の場合は、当日消印有効)

## 5 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

(1) 郵送 〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号

相生市企画広報課

(2) ファクシミリ 0791-22-6439

(3) 電子メール [kikaku@city.aioi.lg.jp](mailto:kikaku@city.aioi.lg.jp)

(氏名及び住所を忘れずに明記してください。)

## 6 計画（案）の閲覧方法

平成 27 年 12 月 28 日（月）以降、相生市のホームページからダウンロードをしていただくか、相生市役所 1 号館 2 階企画広報課の窓口、公文書公開コーナーにて年末年始、土、日、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで閲覧いただけます。

## 7 その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名などを公表することはありません。また、お寄せいただいた意見に対し、直接には回答いたしませんのでご了承ください。

## 8 お問い合わせ先

〒678-8585 相生市旭一丁目 1 番 3 号  
相生市企画総務部企画広報課  
電話： 0791-23-7124